

〔3〕

国土交通大臣免許の申請等

本店が東京都にある場合

免許申請書（新規・更新・免許換え）、変更届出書は不動産課（③番窓口）へ持参し提出してください。

なお、申請書等の作成については、16ページ～34ページを参考にしてください。

提出部数等は下記のとおりです。

■ 提出部数

- ・ 正 本 1 部（身分証明書、登記されていないことの証明書、写真、「取引士証」の写し、事務所案内図は正本にのみ1部添付）
- ・ 副 本 1 部（コピー可）
- ・ 申請者の控え 1 部

■ 免許申請に要する費用

新規免許申請	登録免許税	9 万 円
免許換え申請	登録免許税	9 万 円
更新免許申請	手数料（収入印紙）	3万3千円

都庁内の郵便局の
振込受付は、午後4時
までとなります。

※ 登録免許税は、申請書類等確認後に最寄りの納税窓口にて納付していただきますので現金を御持参ください。

※ 更新免許手数料の収入印紙は、不動産課の「手数料収納機」では販売しておりません。

■ 提出先

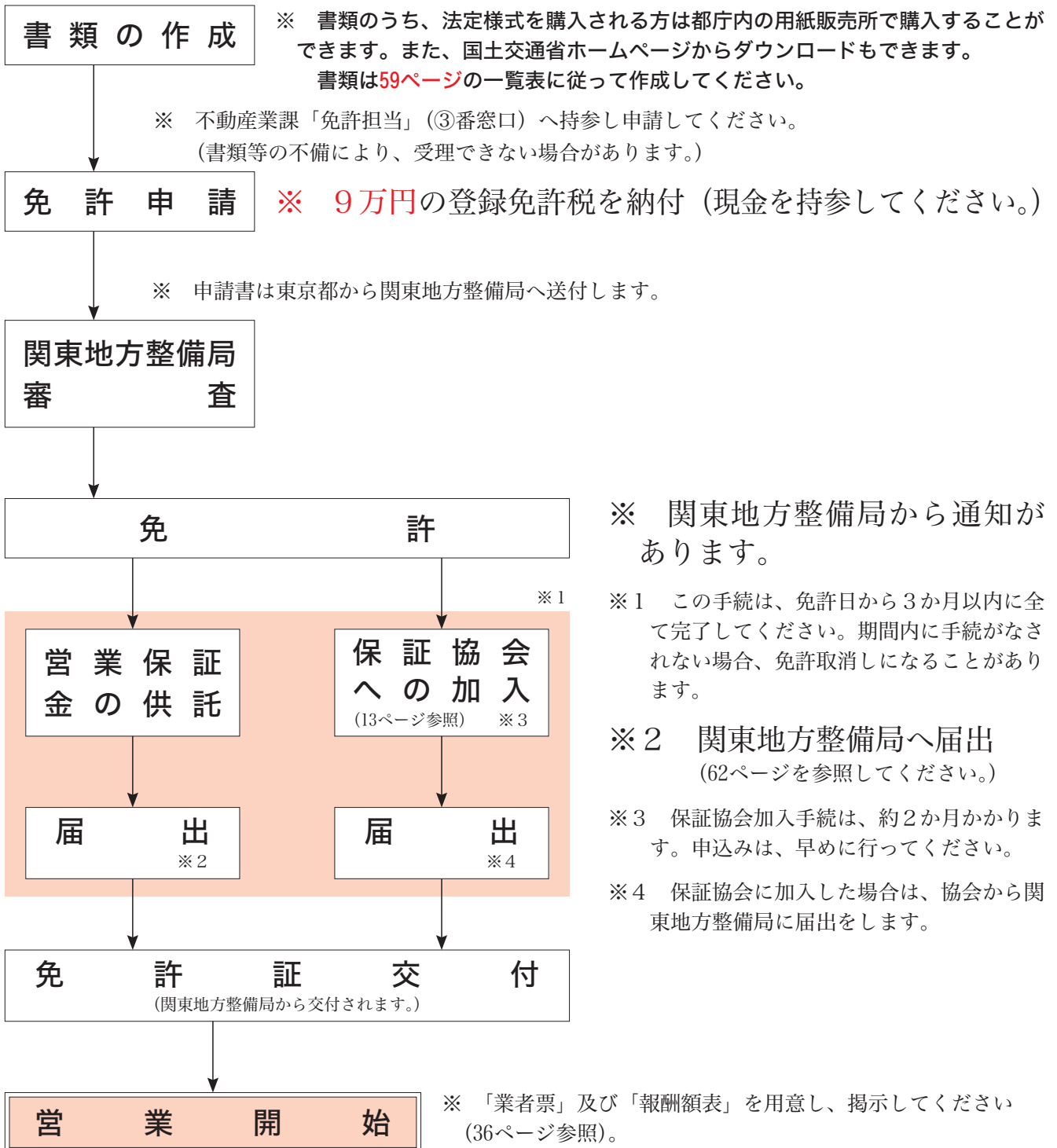
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
東京都都市整備局住宅政策推進部不動産課免許担当
（第二本庁舎 3階 ③番窓口）
☎ 03-5320-5064（直通）

1 免許申請手続（フローチャート）

◆新規・免許換え申請の場合

不動産課免許担当（③番窓口）へ持参し申請してください。

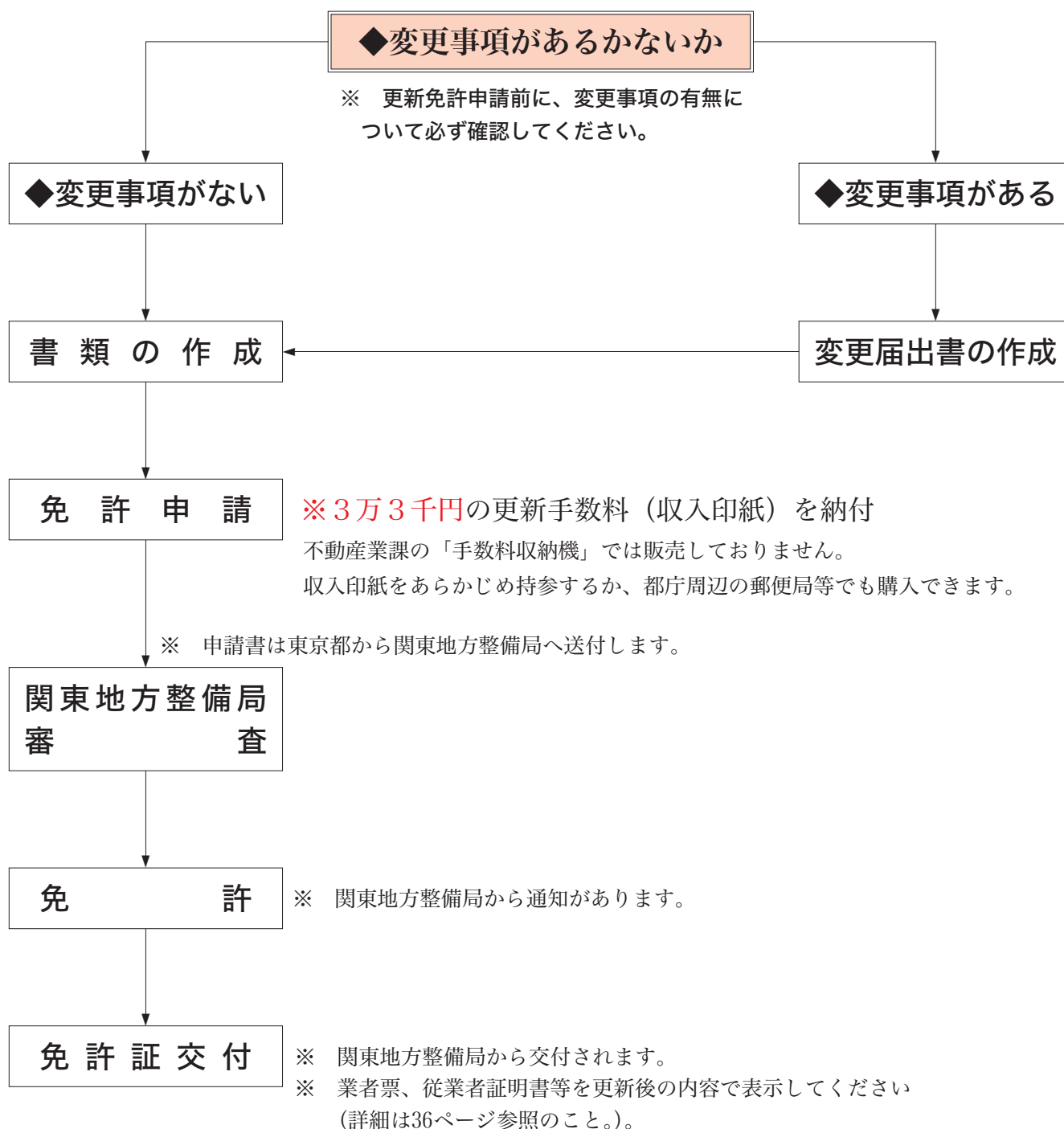
※ 更新の場合は、58ページを参照してください。



◆更新免許申請の場合

不動産課免許担当（③番窓口）へ持参し申請してください。

- 免許の有効期間満了の日の**90日前から30日前**までの間に免許更新の申請手続きをすることが必要です。
- 60ページ～61ページの変更届出事由がある場合は、変更が生じた日から**30日以内**に変更届を提出しなければなりません。
- 事務所、代表者、役員、政令使用人、専任の取引士等に関して、必要な変更の届出等の手続きが漏れていると、更新免許申請書を受理できない場合がございますので御注意ください。



国土交通大臣免許 (新規(免許換えを含む)・更新)

③番窓口
で受付

■ 免許申請に必要な書類

書類はこの順にそろえ、左側に2つ穴を開け、ひもでとじて提出してください。

順序	書類の名称	書類の要否		説明 記入例 ページ
		法人	個人	
1	免許申請書(第一面～第五面)(様式第1号)	○	○	17～
2	宅地建物取引業経歴書『添付書類(1)』(第一面、第二面)	○	○	25～
3	誓約書『添付書類(2)』	○	○	30
4	相談役及び顧問、5%以上の株主・出資者等の名簿 『添付書類(4)』(第一面、第二面)【法人申請のみ】	○	×	21
5	宅地建物取引業に従事する者の名簿『添付書類(8)』	○	○	23～
6	専任の取引士設置証明書『添付書類(3)』	○	○	23
7	身分証明書【代表取締役、取締役、監査役、代表執行役、執行役、専任の取引士、 政令使用人、会計参与、相談役、顧問の全員について必要】(正本のみ1部添付)	○	○	21
8	登記されていないことの証明書【代表取締役、取締役、監査役、代表執行役、執行役、 専任の取引士、政令使用人、会計参与、相談役、顧問の全員について必要】(正本のみ1部添付)	○	○	21
9	代表者の住民票(マイナンバーの記載がないもの)【個人申請のみ】	×	○	21
10	専任の取引士の「取引士証」の写し(顔写真は大臣免許には不要) (表・裏)(正本のみ1部添付)	○	○	—
11	事務所を使用する権原に関する書面『添付書類(5)』	○	○	30～
12	事務所付近の地図《案内図》(正本のみ1部添付)	○	○	32
13	事務所の写真(正本のみ1部添付) (平面図・間取図等を添付してください。)	○	○	33～
14	略歴書【代表取締役、取締役、監査役、代表執行役、執行役、専任の取引士、 政令使用人、会計参与、相談役、顧問の全員について必要】『添付書類(6)』	○	○	22
15	決算書の写し(表紙、貸借対照表及び損益計算書)【法人申請のみ】 ※納税証明書と同期のもの ※新設法人は「開始貸借対照表」を作成・添付する。	○	×	28
16	資産に関する調書『添付書類(7)』【個人申請のみ】	×	○	29
17	納税証明書(税務署発行。その1)※申請直前1か年分 ※新設法人は添付不要	○	○	30
18	法人の履歴事項全部証明書【法人申請のみ】 (現在事項全部証明書では受け付けできません。)	○	×	25
19	簡易書留郵便分の切手を貼付した角2封筒(封筒の表に申請者の所在地・商号を記入) (免許証は関東地方整備局より送付)※封筒はとじないでください。	○	○	—

(注) 1 1～19の書類の他、審査の上で、別に書類の提出が必要となることがあります。

2 ■の番号の書類は「法定様式」です。様式を購入される方は都庁内の用紙販売所(52ページ参照)で
購入することができます。

また、国土交通省ホームページ(宅地建物取引業免許申請様式等) http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000176.html
(平成28年10月31日現在)からダウンロードもできます。

※ 免許換えの場合は、P14～P15も参照して書類をそろえてください(供託書の写し等が必要です)。

◆ 作成する部数

□ 正本1部、副本1部、申請者控え1部の合計3部(副本・控えはコピーで可)